

(仮称) 折爪岳南 (I 期地区) 風力発電事業

環境影響評価準備書についての

意見の概要と当社の見解

平成29年5月

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	4

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して一ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成29年2月28日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「お知らせ」公告を掲載した。

- ・平成29年2月28日（火）付 岩手日報（朝刊：2面）

② 市の広報紙による公告（別紙2参照）

下記広報紙に「お知らせ」公告を掲載した。

- ・平成29年3月1日（水）付 広報にのへ（P12）
- ・平成29年3月付 広報くのへ（P15）

③ インターネットによるお知らせ（別紙3参照）

平成29年2月28日（火）から、下記のホームページに「お知らせ」を掲載した。

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ホームページ

<http://www.jre.co.jp/news/index.html>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎等の合計8箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・岩手県庁環境生活部環境保全課 盛岡市内丸10-1（一）
- ・岩手県二戸地区合同庁舎二戸地域振興センター総務課 二戸市石切所字荷渡6-3（一）
- ・九戸村役場総務企画課 九戸郡九戸村大字伊保内第10地割11番地6（一）
- ・九戸村役場江刺家支所 九戸郡九戸村大字江刺家8-36（一）
- ・一戸町役場まちづくり課 二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24-9（一）
- ・一戸町役場姉帯支所 二戸郡一戸町姉帯字馬場30-7（二）
- ・一戸町立来田保養センター 二戸郡一戸町檜山字茶屋場1（三）
- ・二戸市役所情報公開コーナー 二戸市福岡字川又47（一）

②インターネットの利用による縦覧

- ・ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ホームページ（別紙3参照）

<http://www.jre.co.jp/news/index.html>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成29年2月28日（火）から平成29年3月30日（木）まで

- ・縦覧時間：施設の開庁時間に準じる。

※各関係自治体庁舎での公表時間

(一) 8時半から17時15分まで（土・日曜日、祝日を除く）

(二) 9時から16時まで（月・木曜日のみ）

(三) 9時から20時まで（土日祝日を含む。但し、毎月第三火曜日を除く）

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）は0件であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。開催場所及び来場者数は下記のとおりである。

	開催日時	開催場所	来場者数
第1回	2017年3月13日（月） 18時30分～20時	九戸村役場 江刺家支所	17名
第2回	2017年3月14日（火） 18時30分～20時	一戸町立来田保養センター 弁天の湯	18名
第3回	2017年3月15日（水） 18時30分～20時	二戸市シビックセンター	3名
第4回	2017年3月16日（木） 18時30分～20時	九戸村山村開発センター	16名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 29 年 2 月 28 日（火）から 4 月 13 日（木）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。（別紙 4 参照）

- ①縦覧場所に設置した意見箱への投函
- ②ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 3 通であった。

第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は17件であった。

「環境影響評価法」第19条及び「電気事業法」第46条の12の規定に基づく、準備書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。このことを踏まえて本配慮書【原文のまま】に対して以下の通り^{注1}意見を述べる。 ①高空飛翔性コウモリ類の調査が秋季しか行われていない。専門家からは春の渡りについての指摘がある。従って春季にも調査を実施する必要がある。専門家意見を無視すべきではない。</p>	<p>コウモリ相の把握を目的として、バットディテクターを用いた追加的な現地調査を春季に実施しました。高空飛翔性コウモリ類の調査時期については、コウモリ類の移動が多いとされている秋の渡りに重点をおいて調査時期を設定しました。</p>
2	<p>②表8.2-17(2)における「バットディテクターによるコウモリ類調査」と「高空飛翔性コウモリ類」の結果を合わせて、事業範囲内におけるコウモリ類の面的な出現状況を示し、予測評価を行うこと。</p>	<p>調査結果から面的な出現状況を示すことは困難であり、現地調査で得られた情報を基に定性的な予測評価を行いました。 表10.1.4-74～77に重要な哺乳類に該当したコウモリ類の予測評価を示しました。高空飛翔性コウモリ類の調査で確認したコウモリ類は、ヒナコウモリ科20kHzとして表10.1.4-77に予測評価結果を示しています。ヒナコウモリ科20kHzについては、バットディテクターによる調査で2例確認されています。</p>
3	<p>③保全措置における「ライトアップの回避」は、そもそもライトアップすることが明記されていない。さらに誘引される昆虫類は可視光のみではなく、発電機から発せられる遠～赤外線にも集まる。従ってコウモリ類が誘引される影響は低減できない。</p>	<p>環境影響の回避・低減に資する事項については、実施する予定の環境保全措置を網羅的に記載しています。コウモリ類への影響要因の一つとして「餌となる昆虫類の誘引」が挙げられるため、昆虫類の誘引を防ぐための環境保全措置の一つとして「ライトアップは実施しない」として記載しています。ライトアップを実施しない環境保全措置を講じた上で、供用時の事後調査でバットストライクの有無を把握し、その調査結果を踏まえて必要に応じて環境保全措置を検討していく所存です。</p>
4	<p>④上記の理由も含めて、「評価の結果」の「鳥類や昆虫類が夜間にブレードに衝突・誘引されないように、ライトアップは実施しない」ことが、なぜバットストライクの保全措置と言えるのか。誘引されるのは昆虫類ではなくコウモリ類ではないのか。10.1.4-245と10.2.3-15の説明が異なり意味不明である。</p>	<p>バットストライクの事後調査として、風力発電機の直下を中心とした範囲で死骸確認調査を実施する計画です。バードストライクの事後調査方法を参考にし、必要に応じて専門家にヒアリングを行い、事後調査方法を検討します。</p>
5	<p>⑤事後調査時の1年間、発電機の高さからの音声調査を複数地点で行うべきである。そもそも山地斜面における死体の探索・回収はほぼ不可能で、衝突実態は把握できない。</p>	<p>バットストライクの事後調査として、風力発電機の直下を中心とした範囲で死骸確認調査を実施する計画です。バードストライクの事後調査方法を参考にし、必要に応じて専門家にヒアリングを行い、事後調査方法を検討します。</p>

（「意見の概要」は、意見書の原文どおりに記載した。No.1～5は、同一の意見者の意見である。）

注1 「以下の通り」とは、No.1～5の意見を示す。

No.	意見の概要	事業者の見解
6	①P10. 14-156 高空飛翔性コウモリ類について 「確認されたコウモリ類の音声パルス型及び周波数から、高空飛翔性コウモリ類の音声データは（中略）と考えられたため、20kHz前後の標準化音声ファイル数を予測に使用した」とあるが、「標準化音声ファイル」説明がない。そもそもなぜ「音声パルス数」ではなく「音声ファイル数」を予測に使用したのか？	1 ファイル（10 秒間）中の最も鮮明なパルスを 1 として解析していますので、音声ファイル数は音声パルス数と同義となります。また、日によって解析時間が異なるため、音声ファイル数ではなく当該日の解析時間で除した標準化音声ファイル数を予測に使用しています。
7	②P10. 2. 3-15 環境保全措置について 「ライトアップの回避」は「効果が確実である」とあるが、ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。嘘をつくな。研究によれば昆虫類が誘引されるのはライトアップだけでなくナセルの熱も要因であることがわかっている。「夜間のライトアップをしない」ことは「コウモリ類の保全措置として効果がない」ことを事業者は認識しているのか？	海外の報告 ^{注2} によると、コウモリと昆虫類を風力発電機に誘引させないために、ライトの使用を必要最小限にすること等の対策が挙げられています。事業計画のなかで実行可能な対策として、ライトアップを実施しない環境保全措置を講じる予定です。
8	③P10. 2. 3-15 環境保全措置について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。そもそも「ライトアップの回避」が「バットストライクを低減した」という論文はあるのか？	
9	④P10. 1. 4-168 のコウモリ類への予測について 「高空飛翔性コウモリ類（ヤマコウモリ・ヒナコウモリ）については、風力発電機のブレード回転域内での飛翔が確認されたことから、ブレードの接触（バットストライク）の影響を受ける可能性がある。ただし（中略）、予測には不確実性が伴う。そのため風力発電機の供用後に死体探索調査等のモニタリングを実施し、重要なコウモリ類への重大な影響が明らかになった場合には、フェザリング（ブレード回転制御）等の環境影響保全措置を講じることを検討する。」とあるが、仮に「予測には不確実性が伴う」としても、それがなぜ「フェザリング（ブレードの回転制御）等の環境保全措置」の検討を「重要なコウモリ類への重大な影響が明らかになった後」まで先延ばしにしてよい根拠になるのか？「不確実性が伴うにせよ影響が予測される」ならば、事業者は省令（平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号）第二十八条に従い、実行可能な範囲で影響を回避・低減するべきではないのか？ ----- 第二十八条 特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。	国内でのバットストライクの実態に関しては、まだ十分な知見が蓄積されていない状況です。 コウモリ類の環境保全措置に関しては、供用時の事後調査でバットストライクの実態を把握した上で、専門家の意見も参考にし、必要に応じて実行可能な環境保全措置を講じていく所存です。事業開始までに、専門家にヒアリングを行いながら、コウモリ類の環境保全措置に関する具体的な技術手法について情報収集を行っていきたいと考えています。

（「意見の概要」は、意見書の原文どおりに記載した。No. 6～13 は、同一の意見者の意見である。）

※ 注2 Eurobats, 2014, Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014, Publication Series No.6, UNEP/ Eurobats

No.	意見の概要	事業者の見解
10	<p>⑤P10. 1. 4-168 のコウモリ類への予測について 「高空飛翔性コウモリ類（ヤマコウモリ・ヒナコウモリ）については、風力発電機のブレード回転域内での飛翔が確認されたことから、ブレードの接触（バットストライク）の影響を受ける可能性がある。ただし調査地点で確認されたコウモリの出現は9月上旬から中旬の日入後に集中する傾向が見られ、ブレードへの接触（バットストライク）が生じる可能性がある時期、時間帯は限定的であると予測される。</p> <p>また、出現時の風速がカットイン風速（3m/s）以下で多い傾向があるため、バットストライクが生じる頻度も低いと予測される。ただし、風速が強い時間帯であっても、渡りをする個体群が通過することにより、一時的にコウモリ類の飛翔数が多くなる可能性があること、コウモリ類の調査及び予測手法は現時点で確立されたものがなく、また本調査は調査地点及び時期が限定的であることから個々の風力発電機のブレードへの接触（バットストライク）の影響の程度について予測する事は困難であり、その予測には不確実性が伴う。</p> <p>そのため、風力発電機の供用後に死体探索調査等のモニタリングを実施し、重要なコウモリ類への重大な影響が明らかになった場合には、フェザリング（ブレードの回転制御）等の環境保全措置を講じる事を検討する。以上の事後調査及び環境保全措置を講じることで、高空飛翔性コウモリ類へのバットストライクへの影響は低減されると予測される。」</p> <p>とあるが、コウモリ類への環境保全措置である「カットインスピードをあげることと低風時のフェザリング（ブレードの回転制御）」は、事業者が「技術的に実行可能な保全措置」である。実行可能な技術でありながら保全措置として検討しないのは省令（平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号）第二十九条に反する行為ではないか。</p> <p>-----</p> <p>（検討結果の検証）</p> <p>第二十九条 環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で特定対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討するものとする。</p>	<p>コウモリ類の環境保全措置に関しては、供用時の事後調査でバットストライクの実態を把握した上で、専門家の意見も参考にし、必要に応じて実行可能な環境保全措置を講じていく所存です。事業開始までに、専門家にヒアリングを行いながら、コウモリ類の環境保全措置に関する具体的な技術手法について情報収集を行っていきたいと考えています。</p>

（「意見の概要」は、意見書の原文どおりに記載した。No. 6～13は、同一の意見者の意見である。）

No.	意見の概要	事業者の見解
11	<p>⑥P10. 1. 4-168 のコウモリ類への予測について 「(中略) 以上の事後調査及び環境保全措置を講じることで、高空飛翔性コウモリ類へのバットストライクへの影響は低減されると予測される」とあるが、仮に「事後調査で重要なコウモリの死体を確認した後で環境保全措置を講じることを検討」してもすでに個体は死んでいるのだからバットストライクへの影響は低減できない。また「事後調査」自体は以下(省令第三十一条)に示すように「環境保全措置ではない」ので、「バットストライクへの影響は低減」できない。</p> <p>-----</p> <p>(事後調査) 第三十一条 次の各号のいずれかに該当する場合において、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、特定対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するための調査(以下この条において「事後調査」という。)を行うものとする。</p> <p>一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講じる場合 二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合 三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合</p>	<p>コウモリ類の事後調査は、供用開始早々に実施する予定です。バットストライクをできる限り低減できるよう、供用開始初期の事後調査の結果を踏まえ、コウモリ類の専門家に助言いただきながら、以後の環境保全措置を検討する所存です。</p>
12	<p>⑦P10. 1. 4-168 のコウモリ類への予測について 前述の意見について事業者は「国内事例が少ないのでフェザリング(ブレードの回転制御)は実施しない(できない)」などの主張をするかもしれないが、「国内事例が少ない」ことは「保全措置をしなくてもよい」直接的な理由にはならず、これは論点のすり替えである。では仮に国内事例が何例以上なら保全措置を実施できるというのか。国内事例が少なくとも保全措置の実施は可能であろう。</p>	<p>フェザリング等の環境保全措置は、風力発電の事業性に関わる問題であるため、供用時の事後調査でバットストライクの実態を把握した上で、事業のなかで実行可能な環境保全措置を必要に応じて講じていく所存です。事業開始までに、専門家にヒアリングを行いながら、コウモリ類の環境保全措置に関する具体的な技術手法について情報収集を行っていきたいと考えています。</p>
13	<p>⑧P10. 1. 4-168 のコウモリ類への予測について 前述の意見について事業者は「国内では手法が確立されていないのでフェザリング(ブレードの回転制御)は実施しない(できない)」などといった主張をするかもしれないが、「カットイン風速をあげることと低風時のフェザリング」は、バットストライクを低減する効果が科学的に確認されている手法であり、事業者は「技術的に実行可能」である。「国内では手法が確立されていないので、保全措置をしなさい」という主張は、「国内の手法の確立」というあいまいな定義をもちだし、それが「保全措置をしなくてもよい」という理由にみせかけた、論点のすり替えである。そもそも先行事例はあるので「国内の手法の確立」を待たなくても保全措置の実施は可能であろう。</p> <p>以上の理由から事業者はコウモリ類への環境保全措置「フェザリング(ブレードの回転制御)等の環境保全措置」について「事後調査の後」まで先延ばしにせず、「準備書段階」で検討し実施すべきだ。</p>	<p>フェザリング等の環境保全措置は、風力発電の事業性に関わる問題であるため、供用時の事後調査でバットストライクの実態を把握した上で、事業のなかで実行可能な環境保全措置を必要に応じて講じていく所存です。事業開始までに、専門家にヒアリングを行いながら、コウモリ類の環境保全措置に関する具体的な技術手法について情報収集を行っていきたいと考えています。</p>

(「意見の概要」は、意見書の原文どおりに記載した。No. 6～13は、同一の意見者の意見である。)

No.	意見の概要	事業者の見解
14	<p>岩手県北上山地北部には山林・牧野・農耕地・河川・湖水等の混在した豊かな自然環境があり、本事業の対象実施区域も一年を通して多様な野鳥が観察される地域です。このような地域に貴社の準備書に示されるような大型風力発電装置の建設を行うことは自然環境の破壊につながり、野鳥の渡りを阻害し、バードストライク等により野鳥の生息自体を脅かす危険性も高いと考えられます。従って私どもも日本野鳥の会もりおかは貴社に対して本事業計画の大幅な見直しと下記の4点^{注3}に十分に配慮された代替案のご用意を強く要望いたします。</p> <p>①この地域は北海道と本州を結ぶ渡り鳥の重要な渡来ルートに位置しており、春や秋にはマガン・ヒシクイ・オオハクチョウ・コハクチョウなど数多くの大型水禽類の渡りが観察されます。今回の準備書に示されている調査結果もそれを裏付けております。特に天然記念物のマガンに関しては風力発電施設のブレード回転域に相応する高度を渡りの際に使用する頻度も高く、風力発電施設の設置により渡りが阻害され、あるいはバードストライクを起こす可能性が高いと思われます。</p>	<p>現時点において、事業計画の大幅な見直し及び代替案は想定しておりません。マガンについては、当該事業においては、風力発電機の配置による渡り経路の阻害及びバードストライクに係る影響は小さいと予測しています。</p> <p>マガンを含む渡り鳥の予測結果については予測の不確実性を伴うため、事後調査において死骸確認調査を実施します。事後調査の結果を踏まえて、必要に応じて専門家にヒアリングを実施し、実行可能な環境保全措置を講じ、渡り鳥のバードストライクの低減に努める所存です。</p>
15	<p>②この地域は生態系の頂点に位置する多くの希少猛禽類の生息地域となっています。特に今回の準備書にも示されている通りに、事業実施区域はクマタカの生息適地であり、それ以外にイヌワシ・オジロワシ・オオワシ等の生息も観察されております。特にクマタカの飛翔は風力発電施設のブレード回転域に相応する高度を使用する頻度も高く、風力発電施設の設置により生息が著しく妨げられる可能性があります。またイヌワシやオジロワシは国の天然記念物であり、その保護が強く求められております。</p>	<p>準備書に記載した通り、バードストライクに係るクマタカへの影響については、クマタカの個体群が減少する可能性は低いと予測しています。また、イヌワシ、オジロワシについては確認例数が極めて少ないことから、バードストライクに係る影響は小さいと予測しています。オオワシについては、文献調査で生息情報を得ています。</p> <p>なお、猛禽類のバードストライクに係る予測結果については予測の不確実性を伴うため、事後調査において死骸確認調査を実施します。事後調査の結果を踏まえて、必要に応じて専門家にヒアリングを実施して実行可能な環境保全措置を講じ、希少猛禽類のバードストライクの低減に努める所存です。</p>
16	<p>③24時間稼働する大型風力発電装置の建設の準備にあたっては夜間における鳥類の生息調査も環境影響評価を行う上で欠かせないものと考えられます。しかるにこの準備書に示される鳥類生息調査では夜行性の鳥類の生息状況や夜間における渡り鳥の移動状況はほとんど把握できておりません。私どもの観察によればこの地域にはヨタカやフクロウ類など夜行性の希少鳥類も多数生息しており、マガンやハクチョウ類などは渡りの季節になると昼夜を問わず大群で渡りを行っております。私どもも夜間の野鳥生育調査が技術的に困難であることは承知しておりますが、本調査結果が十分に自然環境を評価できていないことをここに指摘申し上げ、改めての鳥類生息調査の実施を要望いたします。</p>	<p>鳥類相の調査により、夜行性の鳥類としてヨタカ、フクロウ、アオバズクの生息を確認しています。また、ヒアリング等により夜間の渡り移動があることを確認しており、渡り鳥（小鳥類）の24時間調査で夜間における鳥類の声を1例確認しています。</p> <p>ライトアップを実施しない環境保全措置を講じることにより、夜間のバードストライクに係る影響は小さいと予測していますが、予測結果については予測の不確実性を伴うため、事後調査において死骸確認調査を実施します。事後調査の結果を踏まえて、必要に応じて専門家にヒアリングを実施し、実行可能な環境保全措置を講じて、夜間に移動する鳥類のバードストライクの低減に努める所存です。</p>

（「意見の概要」は、意見書の原文どおりに記載した。No. 14～17は、同一の意見者の意見である。）

注3 「下記の4点」とは、No. 14～17の意見を示す。

No.	意見の概要	事業者の見解
17	④経済産業大臣の意見書にも示されていることですが、日本野鳥の会もりおかでは北上山地北部のこの地域には多数の風力発電施設が立ち並ぶ事による自然環境への累積的悪影響の発生を懸念しております。他地域における風力発電施設の設置に伴う野生鳥類生息状況の変化なども十分に考慮の中に加え、パードストライク等を起こした過去の事例の再発防止策を盛り込んだ準備書の作成を強く要望いたします。	いただいたご意見を踏まえ、他地域における風力発電施設の設置に伴う野生鳥類生息状況の変化の事例、パードストライク等を起こした過去の事例の再発防止策の情報収集を行い、適用できる情報が得られた場合には、評価書段階で反映いたします。

〔意見の概要〕は、意見書の原文どおりに記載した。No. 14～17 は、同一の意見者の意見である。）

日刊新聞紙における公告

岩手日報（平成 29 年 2 月 28 日付 朝刊 2 面）

環境影響評価準備書の公表について（公告）
 環境影響評価法に基づき（仮称）折爪岳南（二期地区）風力発電事業の環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催を以下のとおり公表します。

■事業者の名称▼ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社▼代表取締役 中川隆久▼所在地：東京都港区六本木六丁目二番三十一号 六本木ヒルズノースタワー十五階

■対象事業の名称、種類、規模等▼名称：（仮称）折爪岳南（二期地区）風力発電事業▼種類：風力発電所設置事業▼規模：発電設備出力（最大）五万二千八百kW未満▼対象事業実施区域：岩手県九戸村、一戸町、二戸市▼関係地域：岩手県九戸村、一戸町、二戸市

■準備書の縦覧▼公表期間：平成 29 年 2 月 28 日（火）から平成 29 年 3 月 30 日（木）まで▼公表場所 ①～③は後述の公表時間を示す。岩手県庁環境生活部環境保全課①／岩手県二戸地区合同庁舎二戸地域振興センター総務課②／九戸村役場総務企画課③／九戸村役場江刺家支所④／一戸町役場まちづくり課⑤／一戸町役場福祉支所⑥／一戸町立来田保養センター⑦／二戸市役所情報公開コーナー⑧▼公表時間：施設の開庁時間に準ずる① 8 時 30 分～17 時 15 分（土・日・祝日を除く）／② 9 時～16 時（月・木曜日のみ）／③ 9 時～20 時まで（土・日・祝日を含む。但し、毎月第三火曜日を除く）

▼電子縦覧先： <http://www.jre.co.jp/>

■準備書説明会の開催日時及び場所▼第一回／平成 29 年 3 月 13 日（月） 18 時半～20 時／九戸村役場江刺家支所（九戸村大字江刺家八―六十二）▼第二回／平成 29 年 3 月 14 日（火） 18 時半～20 時／一戸町立来田保養センター（一戸町植山字茶屋場二）▼第三回／平成 29 年 3 月 15 日（水） 18 時半～20 時／二戸市シビックセンター（二戸市石切所荷渡六―二）▼第四回／平成 29 年 3 月 16 日（木） 18 時半～20 時／九戸村役場山村開発センター（九戸村大字伊保内十一―六）

■意見書の提出▼準備書について環境の保全の見地からのご意見をもちたい方は、書面により提出することができます。▼提出方法：氏名及び住所、環境の保全の見地からのご意見を記載し、左記まで郵送（消印有効）又は公表場所に設置された意見箱への投函による提出▼提出期間：平成 29 年 4 月 13 日（木）まで

■意見書の提出先及びお問い合わせ先
 ▼〒106-0031 東京都港区六本木六丁目二番三十一号 六本木ヒルズノースタワー十五階 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
 電源開発本部 / TEL 03-6455-1490 / 担当：石井 雅之（しげし まゆみ）

市広報紙における公告

広報にのへ(平成 29 年 3 月 1 日号 p. 12)

広報くのへ(平成 29 年 3 月号 p. 15)

お知らせ

風力発電事業説明会

環境影響評価法に基づき、「(仮称)折爪岳南(I期地区)風力発電事業 環境影響評価準備書」を作成し、縦覧するとともに、住民説明会を開催します。

準備書の縦覧

【期間】3月30日(木)まで

【場所】二戸地域振興センター総務課(県二戸地区合同庁舎4階)、二戸市役所情報公開コーナー

【時間】午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

【電子縦覧先】<http://www.jre.co.jp/>

準備書説明会の開催

【日時】3月15日(水)午後6時30分～8時

【場所】シビックセンターカルチャールーム

意見書の提出 準備書について意見書を受け付けます。

【提出方法】氏名、住所、環境保全の見地での意見を記載し、下記まで郵送または公表場所に設置された意見箱へ投函ください。

【提出締切】4月13日(木)(消印有効)

問い合わせ、意見書の提出先 〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2-31 六本木ヒルズノースタワー15階 ジャパン・リニューアブル・エナジー(株)電源開発本部 担当：石井(☎03-6455-4900)

折爪岳南方の
風力発電説明会

ジャパン・リニューアブル・エナジー(株)では、折爪岳南方の折爪トンネルから小倉岳にかけての風力発電事業に係る住民説明会を行います。参加希望者は最寄りの会場を利用ください。

■日時 3月13日(月)

午後6時30分～午後8時(予定)

◎会場 江刺家ふるさとセンター

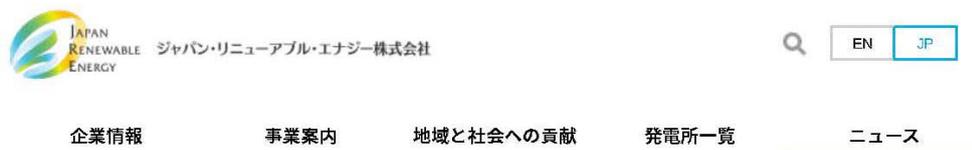
■日時 3月16日(木)

午後6時30分～午後8時(予定)

◎会場 村山村開発センター

■問い合わせ ジャパン・リニューアブル・エナジー(株) (☎03-6455-4926)

インターネットによる「お知らせ」
 (ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ホームページ)
 (1)



ニュース

HOME > ニュース > ニュース 2017

2017年2月28日 事業

(仮称)折爪岳南（I期地区）風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧について

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称)折爪岳南（I期地区）風力発電事業 環境影響評価準備書」（以下、「準備書」）を平成29年2月28日付で経済産業大臣に届け出るとともに、岩手県知事、九戸村長、一戸町長、及び二戸市長へ送付しました。

準備書について、下記のとおり、縦覧の実施及び説明会を開催します。

■ 準備書の縦覧について

縦覧場所	時間
岩手県庁環境生活部環境保全課	午前8時30分～午後5時15分
岩手県二戸地区合同庁舎二戸地域振興センター総務課	午前8時30分～午後5時15分
九戸村役場総務企画課	午前8時30分～午後5時15分
九戸村役場江刺家支所	午前8時30分～午後5時15分
一戸町役場まちづくり課	午前8時30分～午後5時15分
一戸町役場姉帯支所	午前9時～午後4時
一戸町立来田保養センター	午前9時～午後8時
二戸市役所情報公開コーナー	午前8時30分～午後5時15分
縦覧期間	
平成29年2月28日（火）～平成29年3月30日（木） （土・日・祝祭日、施設の休館日を除く） ※一戸町役場姉帯支所は月曜日及び木曜日のみ縦覧可 ※一戸町立来田保養センターは第3火曜日が休館日	

■ インターネットによる縦覧

※Windows7 Internet Explorer11でご覧いただけます。

それ以外の環境では正常に表示できない可能性があります。

インターネットによる「お知らせ」

(ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ホームページ)

(2)

■ 準備書

[表紙目次](#) PDF

第1章 [事業者の名称、代表者の氏名及び所在地](#) PDF

第2章 [対象事業の目的及び内容](#) PDF

第3章 [対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)

3.1 [自然的状況](#) PDF

3.2 [社会的状況](#) PDF

第4章 [計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#) PDF

第5章 [配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#) PDF

第6章 [方法書についての意見と事業者の見解](#) PDF

第7章 [方法書に対する経済産業大臣の勧告](#) PDF

第8章 [対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#) PDF

第9章 [環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言](#) PDF

第10章 [環境影響評価の結果](#)

10.1.1 [大気環境](#) PDF

10.1.2 [水環境](#) PDF

10.1.3 [風車の影](#) PDF

10.1.4(1) [動物](#) PDF

10.1.4(2) [動物](#) PDF

10.1.5 [植物](#) PDF

10.1.6 [生態系](#) PDF

10.1.7 [景観](#) PDF

10.1.8 [人と自然との触れ合いの活動の場](#) PDF

10.1.9 [廃棄物](#) PDF

10.2 [環境の保全のための措置](#) PDF

10.3 [事後調査](#) PDF

10.4 [環境影響の総合的な評価](#) PDF

第11章 [環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#) PDF

インターネットによる「お知らせ」
 (ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ホームページ)
 (3)



意見書の提出について

準備書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

- (1)縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（平成29年4月13日（木）まで）
- (2)当社宛に郵送

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階
 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 電源開発本部 開発部 宛
 （平成29年4月13日（木）当日消印有効）

[意見書用紙](#) PDF

説明会の開催について

開催場所	日時
九戸村役場江刺家支所	平成29年3月13日(月) 午後6時30分～午後8時
一戸町立来田保養センター	平成29年3月14日(火) 午後6時30分～午後8時
二戸市シビックセンター	平成29年3月15日(水) 午後6時30分～午後8時
九戸村山村開発センター	平成29年3月16日(木) 午後6時30分～午後8時

お問合せ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
 電源開発本部 開発部 担当 石井雅之
 電話 03-6455-4900
 （土・日・祝祭日を除く、午前9時～午後5時まで）

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
 Japan Renewable Energy Corporation

[用地募集について](#) [事業譲渡について](#)

[お問い合わせ](#)

